

平成 29 年度

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正に関する資料

【 目 次 】

- 1 福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正について（諮問） P 1
- 2 福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定に関する報告書 P 3
- 3 福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正について（答申） P 7
- 4 リーフレット
「福島県外衣・シャツ製造業最低工賃」（平成 27 年 5 月 1 日発効） P 11

平成 30 年 3 月 9 日

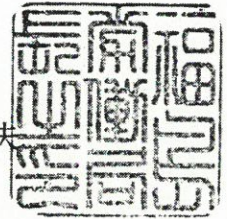
福島労働局労働基準部賃金室



福島労発基 0119 第 1 号
平成 30 年 1 月 19 日

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子 殿

福島労働局長
島 浦 幸 夫



福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について(諮問)

家内労働法第 10 条の規定に基づき、別紙の理由により、福島県外衣・シャツ製造業最低工賃(平成 27 年福島労働局最低工賃第 1 号)の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



別紙

最低工賃改正諮問理由

家内労働法第13条において、最低工賃は、地域の最低賃金との均衡を考慮して決定することとされており、福島県内の最低工賃については、平成15年度以降3年に一度見直すこととしている。

「福島県外衣・シャツ製造業最低工賃」については、平成27年5月に改正しているところ、改正以降、福島県最低賃金額（時間額）は、平成29年10月1日までに率にして8.56%、額にして59円引き上げられている。

以上のことから、妥当な最低工賃について審議する必要があると判断したものである。



平成30年2月9日

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子 殿

福島地方労働審議会
福島県外衣・シャツ製造業最低工賃専門部会
部会長 藤野 美都子

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成30年1月19日、福島地方労働審議会において付託された福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益委員

部会長	部会長代理	
藤野 美都子	菅野 盛雄	大島 隆之

家内労働者委員

泉野 敦志	遠藤 徳雄	佐藤 祐一
-------	-------	-------

委託者委員

岡部 武行	笠原 忠雄	佐藤 卓也
-------	-------	-------

別 紙

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
平成30年5月1日

別 表

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程	金 額
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 20円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 13円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 13円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 12円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 9円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 16円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 17円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 15円
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき 16円
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 22円
		パンツまつり	10センチメートルにつき 20円
		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき 6円
		背すそ奥まつり(背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき 13円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 11円
	小ボタンのボタン付け	1個につき 11円	
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき 27円
		毛芯縫製のもの	1枚につき 110円
	ズ ボ ン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 12円
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 5円
		小またちどり	10センチメートルにつき 37円
天ぐまつり		3センチメートルにつき 5円	
前立てまつり		3センチメートルにつき 6円	
後中央まつり		3センチメートルにつき 7円	
小ボタンのボタン付け		1個につき 11円	
糸くず取り		1本につき 35円	

婦 人 服	上 衣	そで裏まつり		10センチメートルにつき	15円	
		えり付けまつり		10センチメートルにつき	16円	
		スカート	すそ奥まつり		10センチメートルにつき	10円
	スラックス コート ワンピース		ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	9円
		裏穴のボタンを付けるもの		1個につき	9円	
		4つ穴のボタンを付けるもの		1個につき	10円	
	ブラウス	玉縁ボタンホール		1個につき	26円	
		かぎホック付け		1組につき	20円	
		スナップ付け		1組につき	20円	
		糸ループ付け（本鎖のもの）		3センチメートルにつき	17円	
		ペンツ止め（×印に限る）		1か所につき	6円	
		鎖止め（本鎖のもの）		2センチメートルにつき	13円	
		糸くず 取り		上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき	23円
				上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき	15円
				上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき	21円
				スカート又はスラックスについて行うもの	1本につき	13円
	コートについて行うもの			1枚につき	23円	
	ワンピースについて行うもの			1枚につき	18円	
	ブラウスについて行うもの			1枚につき	12円	
	ブリーツ止め（×に限る）		1か所につき	6円		
	スカート スラックス	小またちどり		10センチメートルにつき	15円	
		シックまつり		10センチメートルにつき	13円	
		ウエストまつり		10センチメートルにつき	9円	
	ワンピース ブラウス	パット付け		1組につき	42円	
	ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	21円	
			長そでについて行うもの	1枚につき	26円	

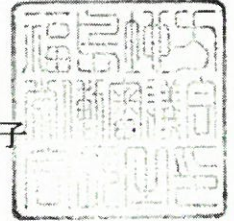
- 備考 1) 金額欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートルあたりに換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。
- 2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。



福島労審発第32号
平成30年2月9日

福島労働局長
島浦幸夫 殿

福島地方労働審議会
会長 藤野美都子



福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年1月19日付け福島労発基0119第1号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

別 紙

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
平成30年5月1日

別 表

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程	金 額
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 20円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 13円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 13円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 12円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 9円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 16円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 17円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 15円
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき 16円
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 22円
		パンツまつり	10センチメートルにつき 20円
		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき 6円
		背すそ奥まつり(背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき 13円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 11円
	小ボタンのボタン付け	1個につき 11円	
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき 27円
		毛芯縫製のもの	1枚につき 110円
	ズ ボ ン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 12円
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 5円
		小またちどり	10センチメートルにつき 37円
天ぐまつり		3センチメートルにつき 5円	
前立てまつり		3センチメートルにつき 6円	
後中央まつり		3センチメートルにつき 7円	
小ボタンのボタン付け		1個につき 11円	
糸くず取り		1本につき 35円	

婦 人 服	上 衣	そで裏まつり		10センチメートルにつき	15円	
		えり付けまつり		10センチメートルにつき	16円	
		スカート	すそ奥まつり		10センチメートルにつき	10円
	スラックス コート ワンピース		ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	9円
		裏穴のボタンを付けるもの		1個につき	9円	
		4つ穴のボタンを付けるもの		1個につき	10円	
	ブラウス	玉縁ボタンホール		1個につき	26円	
		かぎホック付け		1組につき	20円	
		スナップ付け		1組につき	20円	
		糸ループ付け（本鎖のもの）		3センチメートルにつき	17円	
		パンツ止め（×印に限る）		1か所につき	6円	
		鎖止め（本鎖のもの）		2センチメートルにつき	13円	
		糸くず 取り		上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき	23円
				上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき	15円
				上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき	21円
				スカート又はスラックスについて行うもの	1本につき	13円
	コートについて行うもの			1枚につき	23円	
	ワンピースについて行うもの			1枚につき	18円	
	ブラウスについて行うもの			1枚につき	12円	
	プリーツ止め（×に限る）		1か所につき	6円		
	スカート スラックス	小またちどり		10センチメートルにつき	15円	
		シックまつり		10センチメートルにつき	13円	
		ウエストまつり		10センチメートルにつき	9円	
	ワンピース ブラウス	バット付け		1組につき	42円	
	ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	21円	
			長そでについて行うもの	1枚につき	26円	

- 備 考 1) 金額欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートルあたりに換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。
- 2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目	工程	金額	品目	工程	金額					
男子既製洋服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき	18円	婦人服	そで裏まつり	10センチメートルにつき	13円		
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき	12円		えり付けまつり	10センチメートルにつき	15円		
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき	12円		スカート	すそ奥まつり	10センチメートルにつき	8円	
		見返し星入れ	10センチメートルにつき	11円		スラックス	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	8円	
		前身端星入れ	10センチメートルにつき	8円		コート	ボタン付け	裏穴のボタンを付けるもの	1個につき	8円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき	15円		ワンピース	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	9円	
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき	16円		ブラウス	玉縁ボタンホール	1個につき	24円	
		肩裏まつり	10センチメートルにつき	14円			かぎホック付け	1組につき	18円	
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき	15円			スナップ付け	1組につき	17円	
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき	20円			糸ループ付け(本鎖のもの)	3センチメートルにつき	16円	
		パンツまつり	10センチメートルにつき	19円			パンツ止め(×印に限る)	1か所につき	5円	
		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき	5円			鎖止め(本鎖のもの)	2センチメートルにつき	11円	
		背すそ奥まつり(背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき	12円		婦人服	糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき	21円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき	10円				上衣・縫裏のものについて行うもの	1枚につき	14円
	小ボタンのボタン付け	1個につき	10円	上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき			19円		
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき	25円	カト又はスリックスについて行うもの			1枚につき	12円	
		毛芯縫製のもの	1枚につき	100円	コートについて行うもの			1枚につき	21円	
	ズボン	腰裏まつり	10センチメートルにつき	11円	ワンピースについて行うもの			1枚につき	17円	
		腰裏かんぬき止め	1か所につき	4円	ブラウスについて行うもの			1枚につき	11円	
		小またちどり	10センチメートルにつき	34円	プリーツ止め(×印に限る)			1か所につき	5円	
天ぐまつり		3センチメートルにつき	4円	婦人服	スカートスラックス			小またちどり	10センチメートルにつき	14円
前立てまつり		3センチメートルにつき	5円					シックまつり	10センチメートルにつき	12円
後中央まつり		3センチメートルにつき	6円			ウエストまつり	10センチメートルにつき	8円		
小ボタンのボタン付け		1個につき	10円	婦人服	ワンピースブラウス	パット付け	1組につき	39円		
糸くず取り		1本につき	31円			ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	19円
				長そでについて行うもの	1枚につき			24円		

備考(1) 金額欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

(2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

4. 効力発生の日 平成27年5月1日

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。

福島労働局 賃金室 (福島市霞町1-46 TEL024-536-4604)

福島労働基準監督署 024(536)4611	会津労働基準監督署 0242(26)6494	喜多方労働基準監督署 0241(22)4211
郡山労働基準監督署 024(922)1370	白河労働基準監督署 0248(24)1391	相馬労働基準監督署 0244(36)4175
いわき労働基準監督署 0246(23)2255	須賀川労働基準監督署 0248(75)3519	富岡労働基準監督署 0246(35)0050